



宮 崎 県 公 報

平成26年2月27日(木曜日) 第 2568 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

| | | |
|--|---|---|
| 規 則 | 頁 | |
| ○宮崎県森林審議会運営規則の一部を改正する規則……………(環境森林課) 1 | | ○道路の供用の開始(12件)……………(道路保全課) 7 |
| 告 示 | | ○港湾施設の概要の公示……………(港湾課) 9 |
| ○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正……………(財政課) 2 | | ○港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定(2件)……………(“) 9 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 2 | | ○宮崎県港湾管理条例の規定による使用料の徴収開始の日及び徴収対象港湾……………(“) 10 |
| ○指定居宅介護支援事業者の指定……………(“) 2 | | ○プレジャーボートを係留させるために専用使用する施設の指定……………(“) 10 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定……………(“) 3 | | 公 告 |
| ○指定居宅サービス事業の廃止……………(“) 3 | | ○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見(3件)……………(商工政策課) 10 |
| ○指定居宅介護支援事業の廃止……………(“) 3 | | ○争議行為の通知……………(労働政策課) 11 |
| ○指定介護予防サービス事業の廃止……………(“) 4 | | 選挙管理委員会告示 |
| ○指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(“) 4 | | ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………11 |
| ○歳入の収納の事務の委託……………(こども家庭課) 4 | | ○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………12 |
| ○道路の区域の変更(11件)……………(道路保全課) 5 | | |

規 則

宮崎県森林審議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第4号

宮崎県森林審議会運営規則の一部を改正する規則

宮崎県森林審議会運営規則(昭和50年宮崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <u>宮崎県森林審議会運営規則</u> (趣旨) | <u>宮崎県森林審議会規則</u> (趣旨) |
| 第1条 この規則は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)及び森林法施行令(昭和26年政令第276号)に定めるもののほか、宮崎県森林審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 | 第1条 この規則は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)及び森林法施行令(昭和26年政令第276号)に定めるもののほか、宮崎県森林審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(委員の定数)</u> |
| 第2条 [略] (部会) | 第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。 第3条 [略] (部会) |
| 第3条 審議会に、法第5条第4項の規定による地域森林計画の変更、法第10条の2の規定による開発行為の許可及び法第26条の2第1項又は第2項の規定による保安林の指定の解除並びに森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の3第1項の森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準、同法第7条の5第1項の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域 | 第4条 審議会に、法第5条第5項の規定による地域森林計画の変更、法第10条の2の規定による開発行為の許可及び法第26条の2第1項又は第2項の規定による保安林の指定の解除並びに森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の3第1項の森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準、同法第7条の5第1項の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域 |

の指定、同法第 7 条の 6 第 1 項の樹種転換促進指針並びに同法第 7 条の 9 第 1 項の地区防除指針について意見を聴くための森林保全部会並びに県の森林及び林業行政に関する長期計画について意見を聴くための長期計画部会（以下これらを「部会」という。）を置くことができる。

2～7 [略]

第 4 条・第 5 条 [略]

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

の指定、同法第 7 条の 6 第 1 項の樹種転換促進指針並びに同法第 7 条の 9 第 1 項の地区防除指針について意見を聴くための森林保全部会並びに県の森林及び林業行政に関する長期計画について意見を聴くための長期計画部会（以下これらを「部会」という。）を置くことができる。

2～7 [略]

第 5 条・第 6 条 [略]

告 示

宮崎県告示第93号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示（平成16年宮崎県告示第21号）の一部を次のように改正し、この告示は平成26年 3 月 1 日から適用する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|------------|------|---------|------------|------|---------|
| 3 収納代理金融機関 | | | 3 収納代理金融機関 | | |
| 名称 | 取扱店舗 | 取扱事務の範囲 | 名称 | 取扱店舗 | 取扱事務の範囲 |
| [略] | | | [略] | | |
| 宮崎漁業協同組合 | [略] | | 宮崎漁業協同組合 | [略] | |
| 宮崎市漁業協同組合 | 同 | 同 | | | |
| [略] | | | [略] | | |

宮崎県告示第94号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | 指 定 年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------------------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|--------------|---------|
| | 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4572001438 | ケアステーション湯癒亭 | 宮崎県児湯郡川南町川南 13675番地 83恵比寿ガーデン 102号室 | 有限会社エコワールド | 宮崎県児湯郡川南町川南 13675番地 83恵比寿ガーデン 102号室 | 平成25年12月 1 日 | 訪問介護 |
| 4560390116 | 医療法人久康会訪問看護ステーションななくさ | 宮崎県延岡市塩浜町四丁目1640番地 23 リサーチパーク向洋台 | 医療法人久康会 | 宮崎県延岡市土々呂町四丁目4390番地16 | 平成25年12月 1 日 | 訪問看護 |

宮崎県告示第95号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅介護支援事業 | | 指定居宅介護支援者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------|---------------------------|-----------|-----------------|-------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570500878 | ケアプラン ハッチ | 宮崎県小林市細野2256番地1 草野店舗2階2号室 | 株式会社文文 | 宮崎県小林市細野2256番地1 | 平成25年12月12日 | 居宅介護支援 |

宮崎県告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成26年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定介護予防サービス事業所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------------------|----------------------------------|---------------|-----------------------------------|------------|----------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4572001438 | ケアステーション湯癒亭 | 宮崎県児湯郡川南町川南13675番地83恵比寿ガーデン102号室 | 有限会社エコワールド | 宮崎県児湯郡川南町川南13675番地83 恵比寿ガーデン102号室 | 平成25年12月1日 | 介護予防訪問介護 |
| 4560390116 | 医療法人久康会訪問看護ステーションななくさ | 宮崎県延岡市塩浜町四丁目1640番地23 リサーチパーク向洋台 | 医療法人久康会 | 宮崎県延岡市土々呂町四丁目4390番地16 | 平成25年12月1日 | 介護予防訪問看護 |

宮崎県告示第97号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅サービス事業 | | 指定居宅サービス事業者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|-----------------|-----------------------|-----------------|-------------|----------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570200495 | 身体障害者療護施設乙房苑 | 宮崎県都城市乙房町2191-3 | 社会福祉法人奨禮会 | 宮崎県都城市乙房町2191-3 | 平成25年12月8日 | 訪問入浴介護 |
| 4510310859 | 延岡リハビリテーション病院 | 宮崎県延岡市長浜町1-1777 | 一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団 | 宮崎県宮崎市小松1119番地 | 平成25年12月31日 | 短期入所療養介護 |

宮崎県告示第98号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年2月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅介護支援事業 | | 指定居宅介護支援者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------------|--------------|-----------|---------------|-------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570600132 | 企業組合富高薬局本町本店 | 宮崎県日向市本町14-1 | 企業組合富高薬局 | 宮崎県日向市本町14番1号 | 平成25年12月1日 | 居宅介護支援 |
| 4570301277 | 鶴ヶ丘居宅介護支 | 宮崎県延岡市鶴ヶ | 株式会社ケアハウ | 宮崎県延岡市鶴ヶ | 平成25年12月25日 | 居宅介護支援 |

| | | | | | | |
|------------|---------------|------------------|--------------|--------------------|-------------|--------|
| | 援事業所 | 丘 1 丁目1988番31 | ス鶴ヶ丘 | 丘 1 丁目1988番31 | | |
| 4570400475 | 有限会社 県南介護サービス | 宮崎県日南市東弁分乙2153番地 | 有限会社県南介護サービス | 宮崎県日南市上平野町一丁目11番 8 | 平成25年12月31日 | 居宅介護支援 |

宮崎県告示第99号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定介護予防サービス事業所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|-----------------|-----------------------|-----------------|-------------|--------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570200495 | 身体障害者療護施設乙房苑 | 宮崎県都城市乙房町2191-3 | 社会福祉法人奨禮会 | 宮崎県都城市乙房町2191-3 | 平成25年12月8日 | 介護予防訪問入浴介護 |
| 4510310859 | 延岡リハビリテーション病院 | 宮崎県延岡市長浜町1-1777 | 一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団 | 宮崎県宮崎市小松1119番地 | 平成25年12月31日 | 介護予防短期入所療養介護 |

宮崎県告示第 100号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定介護療養型医療施設 | | 開設者 | | 辞退年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|-----------------|-----------------------|----------------|-------------|-----------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4510310859 | 延岡リハビリテーション病院 | 宮崎県延岡市長浜町1-1777 | 一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団 | 宮崎県宮崎市小松1119番地 | 平成25年12月31日 | 介護療養型医療施設 |

宮崎県告示第 101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 委託した徴収事務 | 委託先 | 委託期間 |
|-------------|---|-----------------------------------|
| 母子寡婦福祉資金償還金 | 地銀ネットワークサービス株式会社 国分グローサーズチェーン株式会社 株式会社ココストア 株式会社ココストアイースト 株式会社サーク | 平成26年 3 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで |

ルKサンクス
株式会社しんきん情報サービス
株式会社スリーエフ
株式会社セイコーマート
株式会社セーブオン
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社デイリーヤマザキ
株式会社ファミリーマート
株式会社ポプラミニストップ株式会社
株式会社ローソン

ン

宮崎県告示第 102号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|--------|---|------|-----------------|---------------|
| 7 | 県道 | 緒方高千穂線 | 西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字日隠1005番9地先から同郡同町同大字同字1005番9地先まで | 旧 | 10.5～26.8 | 100.0 |
| | | | | 新 | 12.8～26.8 | 100.0 |

宮崎県告示第 103号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|--------|--|------|-----------------|---------------|
| 7 | 県道 | 緒方高千穂線 | 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字荒内5423番1地先から同郡同町同大字同字5414番3地先まで | 旧 | 5.2～9.6 | 176.0 |
| | | | | 新 | 7.0～17.0 | 176.0 |

宮崎県告示第 104号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|-------|---|------|-----------------|---------------|
| 24 | 県道 | 高鍋高岡線 | 東諸県郡国富町大字三名字初田2620番5地先から同郡同町同大字字桑木田1388番1地先まで | 旧 | 8.2～32.6 | 755.6 |
| | | | | 新 | 10.7～32.6 | 755.6 |

宮崎県告示第 105号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|--------|---|------|-----------------|---------------|
| 203 | 県道 | 土生高千穂線 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字鳥越1266番3地先から同郡同町同大字同字1278番4地先まで | 旧 | 5.2～14.0 | 42.0 |
| | | | | 新 | 23.6～42.6 | 42.0 |

宮崎県告示第 106号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|--------|----------------------------------|------|-----------------|---------------|
| 203 | 県道 | 土生高千穂線 | 西臼杵郡高千穂町大字押方字長尾4870番1地先から同郡同町同大字 | 旧 | 5.6～18.0 | 120.0 |
| | | | | 新 | 6.2～32.0 | 120.0 |

同字4871番
1地先まで

宮崎県告示第 107号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|-------|---|------|--------------|------------|
| 207 | 県道 | 岩戸延岡線 | 延岡市北川町川内名字田下後山 10521番12地先から同市同町川内名同字 10521番12地先まで | 旧 | 5.3 ~ 5.4 | 8.8 |
| | | | | 新 | 14.7~ 15.5 | 8.8 |

宮崎県告示第 108号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|-------|---|------|--------------|------------|
| 207 | 県道 | 岩戸延岡線 | 延岡市北川町川内名字大鹿倉山 10649番 1 地先から同市同町川内名同字 10649番 1 地先まで | 旧 | 11.8~ 21.3 | 33.5 |
| | | | | 新 | 11.8~ 101.7 | 33.5 |

宮崎県告示第 109号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|-------|------------------------------------|------|--------------|------------|
| 207 | 県道 | 岩戸延岡線 | 延岡市富美山町 537番 7 地先から同市同町 1 番 2 地先まで | 旧 | 16.6~ 18.4 | 19.5 |
| | | | | 新 | 16.6~ 23.5 | 19.5 |

宮崎県告示第 110号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|-------|----------------------------------|------|--------------|------------|
| 212 | 県道 | 浦城東海線 | 延岡市安井町1382番22地先から同市同町1382番22地先まで | 旧 | 9.6 ~ 19.3 | 74.5 |
| | | | | 新 | 12.4~ 22.8 | 74.5 |

宮崎県告示第 111号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|-----------|---|------|--------------|------------|
| 215 | 県道 | 大保下曾木停車場線 | 延岡市北方町藤の木字猪ノ波畑西 754番 4 地先から同市同町藤の木字古園西1180番地先まで | 旧 | 3.9 ~ 20.6 | 1781.9 |
| | | | | 新 | 3.9 ~ 20.6 | 1781.9 |

宮崎県告示第 112号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 新旧 の別 | 敷地の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|------------|-----------|---|----------|----------------------|---------------|
| 313 | 県道 | 杉安高 鍋線 | 児湯郡高鍋 町大字上江 字西小並63 30番11地先 から同郡同 町同大字同 字6330番 2 地先まで | 旧 | 7.0 ~ 26.0 | 185.3 |
| | | | | 新 | 11.8 ~ 26.0 | 185.3 |

宮崎県告示第 113号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|------------|--|--------------|
| 7 | 県道 | 緒方高 千穂線 | 西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字日 隠1005番 9 地先から同 郡同町同大 字同字1005 番 9 地先ま で | 平成26年 2 月27日 |

宮崎県告示第 114号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|------------|---|--------------|
| 7 | 県道 | 緒方高 千穂線 | 西臼杵郡高 千穂町大字 岩戸字荒内 5423番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字5414番 3 地先まで | 平成26年 2 月27日 |

宮崎県告示第 115号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|-----------|---|--------------|
| 24 | 県道 | 高鍋高 岡線 | 東諸県郡国 富町大字三 名字初田26 20番 5 地先 から同郡同 町同大字字 桑木田1388 番 1 地先ま で | 平成26年 2 月27日 |

宮崎県告示第 116号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|------------|--|--------------|
| 203 | 県道 | 土生高 千穂線 | 西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 桑野内字鳥 越1266番 3 地先から同 郡同町同大 字同字1278 | 平成26年 2 月27日 |

番 4 地 先 まで

宮崎県告示第 117号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|--------|--|--------------|
| 203 | 県道 | 土生高千穂線 | 西臼杵郡高千穂町大字押方字長尾4870番 1 地先から同郡同町同大字同字4871番 1 地先まで | 平成26年 2 月27日 |

宮崎県告示第 118号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|--|--------------|
| 207 | 県道 | 岩戸延岡線 | 延岡市北川町川内名字田下後山 1 0521番12地先から同市同町川内名同字 10521番12地先まで | 平成26年 2 月27日 |

宮崎県告示第 119号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|--|--------------|
| 207 | 県道 | 岩戸延岡線 | 延岡市北川町川内名字大鹿倉山 1 0649番 1 地先から同市同町川内名同字 10649番 1 地先まで | 平成26年 2 月27日 |

宮崎県告示第 120号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|------------------------------------|--------------|
| 207 | 県道 | 岩戸延岡線 | 延岡市富美山町 537番 7 地先から同市同町 1 番 2 地先まで | 平成26年 2 月27日 |

宮崎県告示第 121号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|----------------------------------|--------------|
| 212 | 県道 | 浦城東海線 | 延岡市安井町1382番22地先から同市同町1382番22地先まで | 平成26年 2 月27日 |

宮崎県告示第 122号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-----------|--|--------------|
| 215 | 県道 | 大保下曾木停車場線 | 延岡市北方町藤の木字猪ノ波掃西754番 4 地先から同市同町藤の木字古園西1180番地先まで | 平成26年 2 月27日 |

宮崎県告示第 123号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|--|--------------|
| 313 | 県道 | 杉安高鍋線 | 児湯郡高鍋町大字上江字西小並6330番11地先から同郡同町同大字同字6330番 2 地先まで | 平成26年 2 月27日 |

宮崎県告示第 124号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 2 月27日から平成26年 3 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-----|-------|--------------|
| 403 | 県道 | えびの | えびの市大 | 平成26年 2 月27日 |

| | | | | |
|--|--|-------|---|--|
| | | 高原京町線 | 字浦字前畑 551番13地 先から同市 同大字同字 555番 4 地 先まで | |
|--|--|-------|---|--|

宮崎県告示第 125号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 港 名 | 港 湾 施 設 | | | | |
|------|---------|--------------|-----------------------------|--------------|------------|
| | 区分 | 種類 | 位置（図面対象番号） | 数 量 | 能 力 |
| 美々津港 | 係留施設 | プレジャーボート係留施設 | 宮崎県日向市大字幸脇 996番86地先（C-6-15） | 延長 40.00メートル | 水深 1.5メートル |
| | 係留施設 | プレジャーボート係留施設 | 宮崎県日向市大字幸脇 996番86地先（C-6-16） | 延長 30.00メートル | 水深 1.5メートル |
| | 係留施設 | プレジャーボート係留施設 | 宮崎県日向市大字幸脇 996番49地先（C-6-17） | 延長 40.00メートル | 水深 1.5メートル |

宮崎県告示第 126号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の 3 第 1 項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 港湾名（所在市町村） | 放置等禁止区域 | 放置等禁止物件 |
|------------|--|---------|
| 延岡新港（延岡市） | 延岡新港港湾区域 同港港湾隣接地域、同港臨港地区の一部及び港湾法第 2 条第 6 項の規定により国 | 船舶 |

| |
|-------------------------------------|
| 土交通大臣が認定した港湾施設の区域（港湾管理者が管理するものに限る。） |
|-------------------------------------|

宮崎県告示第 127号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の 3 第 1 項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 港湾名 (所在市町村) | 放置等禁止区域 | 放置等禁止物件 |
|----------------|--|---------|
| 美々津港 (日向市) | 美々津港港湾区域 同港湾隣接地域及び同港臨港地区の一部、日向市大字幸脇 1 番 1、4 番 5、9 96番49、同 996番69、同 9 96番74、同 996番86の県有地 | 船舶 |

宮崎県告示第 128号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）附則第 2 項の規定により、栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場の船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象港湾を次のとおり定める。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 使用料徴収開始の日
平成26年 4 月 1 日
- 2 徴収対象港湾
美々津港

宮崎県告示第 129号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）別表第 1 及び港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）別表第 1 の 2 の規定により、港湾施設のプレジャーボートを係留させるために専用使用する施設を次のとおり指定し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 港 名 (所在市町村) | 港湾施設 | 位 置 | 施設区分 |
|----------------|----------------|-----------------------------------|-------------------------|
| 美々津港 (日向市) | 係留施設 幸脇側物揚場 | 宮崎県日向市大字幸脇 4 番 5 (幸脇側物揚場 ①) | プレジャーボ ート係留用施 設 C |

| | | |
|-------------------------------|--|-------------------------|
| 係留施設 幸脇側物揚場 | 宮崎県日向市大字幸脇 4 番 5 (幸脇側物揚場 ②) | プレジャーボ ート係留用施 設 C |
| 係留施設 幸脇側物揚場 | 宮崎県日向市大字幸脇 996番69 (幸脇側水産物 物揚場③) | プレジャーボ ート係留用施 設 C |
| 係留施設 プレジャーボ ート係留用施 設 | 宮崎県日向市大字幸脇 996番86 地先 (幸脇側防砂堤 ④- 1 陸側) | プレジャーボ ート係留用施 設 D |
| 係留施設 プレジャーボ ート係留用施 設 | 宮崎県日向市大字幸脇 996番86 地先 (幸脇側防砂堤 ④- 1 海側) | プレジャーボ ート係留用施 設 D |
| 係留施設 プレジャーボ ート係留用施 設 | 宮崎県日向市大字幸脇 996番49 地先 (幸脇側護岸④ - 2) | プレジャーボ ート係留用施 設 E |
| 係留施設 美々津側物揚 場 | 宮崎県日向市美々津町3220番 1 (美々津側物揚 場⑥上流側) | プレジャーボ ート係留用施 設 F |
| 係留施設 美々津側物揚 場 | 宮崎県日向市美々津町3220番 1 (美々津側物揚 場⑥下流側) | プレジャーボ ート係留用施 設 F |
| 係留施設 幸脇側物揚場 | 宮崎県日向市大字幸脇1128番 2 (幸脇側物揚場 ⑤美々津大橋下) | プレジャーボ ート係留用施 設 F |
| 係留施設 腰越物揚場 | 宮崎県日向市美々津町4444番 1 ~ 7 (腰越物揚場⑦) | プレジャーボ ート係留用施 設 D |

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という

。)第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス高城店
都城市高城町穂満坊字小金丸 864、865-2
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の名称の変更
平成25年10月 3 日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 2 月27日から平成26年 3 月27日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグストアモリ都城太郎坊店
都城市太郎坊町1903-1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成25年 9 月27日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 2 月27日から平成26年 3 月27日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト都城店

都城市吉尾町6099 外

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成25年10月28日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年 2 月27日から平成26年 3 月27日まで

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年 2 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 争議行為の目的
平成26年度賃金及び諸要求について
- 2 争議行為の日時
平成26年 3 月 2 日午前 8 時30分から争議解決に至るまで
- 3 争議行為を行う場所
宮崎市大字芳士80番地
医療法人清芳会 井上病院内
- 4 争議行為の概要
ストライキを含むいっさいの争議行為

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年 2 月17日現在次のとおりである。

平成26年 2 月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,532人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分

の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,821人

宮崎県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成26年2月17日現在次のとおりである。

平成26年2月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

児湯郡(西米良村の区域を除く。)選挙区 19,800人